

筑波キングス・ガーデン 短期入所生活介護 重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口
 電話 0297-24-5139（午前9時～午後6時まで）
 担当（生活相談員）宮本隆幸 宮本真次

* ご不明な点は、お問い合わせください。

2. 特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデンの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデン
所在地	茨城県常総市大生郷町 1818 番地 2
管理者	施設長 小川内秀樹
電話番号	0297-24-5139
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (0871100087 号)
通常実施区域	常総市、坂東市

(2) 同施設の職員体制

* 令和6年4月1日現在

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(1)		従業者・業務の管理	1名(1)
医師	医師		3名	健康管理療養の指導	3名
生活相談員	介護福祉士	1名		生活相談・支払代行	1名
栄養士	管理栄養士	1名		栄養マネジメント・栄養管理	1名
機能訓練指導員	作業療法士		1名	身体・生活機能の向上及び健康維持指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護計画の作成	1名
事務職員		2名	2名	事務	4名
看護師	正・准看護師	2名(1)	2名(2)	看護業務・保健衛生	4名(3)
介護職員	介護福祉士等	27名	11名	介護業務	38名

() 内は兼務者再掲

(3) 設備の概要

定員	特養 50名 + 短期入所 17名	静養室	1室1床	
居室	4人部屋	12室 (1室 36.0 m ²)	医務室	1室
	2人部屋	1室 (20.4 m ²)	食堂	3室
	個室	17室 (17.5 m ²)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽、介助浴槽、特殊浴槽	談話室	1室	

3. 運営の方針・筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

1. 「仕える」 日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
2. 「利用者中心」 利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する
3. 「尊厳」 利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」 利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」 誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

4. サービス内容

- 【1】短期入所生活介護計画の作成 【2】食事・口腔ケア 【3】入浴 【4】介護
 【5】生活機能訓練 【6】生活相談 【7】健康管理 【8】理美容サービス
 【9】レクリエーション・交流 【10】送迎

5. 利用料金

【1】併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室(単位)	1日あたりの自己負担分					
	保険適応/日	保険適応外/日	31日～60日		61日～	
			保険適応	適応外	保険適応	適応外
要介護度1	603	6,030	573	5,730	573	5,730
要介護度2	672	6,720	642	6,420	642	6,420
要介護度3	745	7,450	715	7,150	715	7,150
要介護度4	815	8,150	785	7,850	785	7,850
要介護度5	884	8,840	854	8,540	854	8,540

【2】①必ず加算されるもの	保険適応/日	保険適応外/日	備考
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13	130	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220	併設型利用の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180	空床型利用の場合
機能訓練指導体制	12	120	

以下、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで。6月1日より新加算算定予定。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	【1】併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)及び加算【2】①②の、総単位数に、所定加算率8.3%を乗じた単位数となります。端数は少数点以下四捨五入となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定加算率 2.7% 算定方法は、上記と同じ。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定加算率 1.6% 算定方法は、上記と同じ。		

【2】②個別に応じて加算されるもの	保険適応/日	保険適応外/日	備考
送迎体制加算(片道あたり)	184	1,840	
療養食加算(1回あたり)	8	80	医師の食事箋により提供する食事
若年性認知症利用者受入加算	120	1,200	若年性認知症利用者が該当
看護体制加算(Ⅰ)□(Ⅱ)□ 併算定	12	120	併設特養空床利用の場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	40	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
緊急短期入所受入加算	90	900	利用者状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業者が緊急利用の必要を認める場合。7日限度(やむを得ない場合14日)
個別機能訓練体制加算	56	560	機能訓練を実施した場合
医療連携強化加算(1日あたり)	58	580	体調急変時の協力医療機関連携
認知症行動心理症状緊急対応加算	200	2,000	医師の判断で緊急利用(7日限度)
口腔連携強化加算	50	500	口腔健康状態評価と情報提供
地域区分単価 (7級地) 1単位10.17円	【1】併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)及び加算【2】①②の総単位数及び、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等ベースアップ等支援加算、それぞれに1単位10.17円を乗じた金額が利用者負担金額となります。端数は切り捨てとなります。		

※介護保険負担割合証をご確認下さい。負担割合により、費用が異なります。

【3】食費及び滞在費	自己負担分/日
食費	朝食345円、昼食635円(おやつ代含む)、夕食465円
滞在費	R6.7.31まで 370円※基準費用額(4段階)の方は、居住費が855円/日。
滞在費	R6.8.1より 430円※基準費用額(4段階)の方は、居住費が915円/日。

(各市町村への負担限度額認定申請により所得段階に応じた補足給付を受けられる場合があります。)

(経管栄養を使用される場合には、栄養剤の医療保険対応・非対応をご確認ください。)

【4】その他の日常生活費用他
個人ごとに使用するもの： 契約書別紙に定めるとおり

【5】キャンセル料 利用期間中にお客様のご都合でサービスを中止する場合。		
連絡日	区分	ご請求
短期入所日の前日17時まで	—	無料
短期入所日の前日17時以降	健康上等やむを得ない事情の場合	
短期入所日の9時まで	その他の場合	1日の利用料金の全額 (自己負担額+食費+滞在費)
短期入所日の9時以降	—	

【6】利用期間中の中止

利用期間にサービス中止で退所する場合、退所日までの日数を基準に計算します。

【7】支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求を致します。20日に口座振替にて自動的にお支払い頂けます。前日までに残高のご確認をお願い致します。(尚、20日が祝休日の場合は、翌営業日に行います。)指定口座は郵便貯金通帳となります。

振り替えの確認ができない場合は、現金徴収となります。領収書は翌月の請求書と合わせて発行します。口座振替開始前に支払いが必要な時には、現金徴収。

6. サービスの利用方法

【1】サービスの利用申し込み

ご担当のケアマネージャーにお伝えください。緊急で利用したい場合は事業所へ直接ご連絡下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします(初回利用時前までに)。なお、ご利用予定日の2ヶ月前にあたる該当月の初日から予約をすることができます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にケアマネージャーとご相談下さい。

【2】サービス利用契約の終了

(1) ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、現に利用期間中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

(3) その他

・ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所して頂く場合があります。この場合、契約終了1ヶ月間の予告期間において文書で通知します。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、午前9：00から午後6：00となっております。
- ・感染対策として講じられる予防策について、ご協力をお願い致します。
- ・外出(かかりつけ医療機関への定期受診等)、事前にご連絡をお願いいたします。
- ・施設内での飲酒、喫煙はお断りさせていただきます。
- ・設備、器具の利用は、事前に申し出下さい。
- ・金銭、貴重品及び所持品の持ちこみは最低限をお願い致します。
- ・多床室内での携帯電話の使用は控えて下さい。
- ・ペット類の持ちこみは、差し控えてさせていただきます。
- ・内服薬など医療品の準備を日ごとに整理した上でご利用下さい。利用期間中の服薬時間、方法等明示して下さい。
- ・提供される食事内容・形態について、指定や要望がある場合は、申し出願います。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。救急搬送する場合は、契約書別紙に記載頂いた病院へ搬送いたします。契約時に搬送先が不明な場合はお早めに搬送先の病院をお知らせ下さい。診察付添、医師からの説明受け、診療上求められる意思判断の回答、入院手続きはご家族で行って下さい。

9. 体調不良時の対応

ご利用者が、体調不良の際はご帰宅頂く事があります。(熱が高い、血圧が高い、いつもと様子が違う等) 利用当日に体調の確認をいたします。なお、利用前に体調不良である場合は早めにご相談下さい。送迎でお迎えに上がった際に、本人の健康状態により、利用を控えるか、医療機関への受診後のサービス利用開始をお願いすることがあります。

10. 協力医療機関

①水海道さくら病院(常総市) ②飯泉歯科医院(つくば市)

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応：災害が発生した時は、職員の指示に従って下さい
- ・防災設備：消火器・消火栓・スプリンクラー・非常給水設備、非常食。
- ・防災訓練：定期的に行っています
- ・防火責任者： 施設長 小川内秀樹

12. サービス内容に関する相談・苦情

【1】相談・苦情窓口

担当 小川内秀樹(施設長)、宮本隆幸(生活相談員)、第三者委員

電話：0297-24-5139 FAX：0297-24-2491

【2】その他

当事業所以外に住所地の区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

茨城県国民健康保険団体連合会 電話：029-301-1565

茨城県社会福祉協議会 電話：029-241-1133

常総市介護保険課 電話：0297-23-2111

坂東市介護福祉課 電話：0297-21-2193

	電話：
--	-----

13. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

14. 法人の概要

法人名 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン 代表者役職・氏名 理事長 宇都宮 和子

法人所在地・電話番号 茨城県常総市大生郷町1818番地2 0297-24-5139

社会福祉法人日本キングス・ガーデン事業内容

- (1) 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム(ケアハウス)、特別養護老人ホーム、障害者支援施設(常総広域障害者施設「ふれあいの杜」)
- (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(守谷市障がい者福祉センター)、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、事業所内保育事業
- (3) 公益事業 居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援デイサービス事業、生きがい支援ショートステイ事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業